

令和7年度 強度行動障害支援者養成研修(実践研修) Q&A

■ 1 申込み要件について

Q1 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていなければ、研修の申込みはできないか？

A. 令和7年度東京都強度行動障害支援者養成研修(実践研修)募集要項(以下「募集要項」という。)2の「研修対象者」の要件を満たしていれば、申込み可能です。加算の請求や届出の有無は申込み要件ではありません。

Q2 報酬加算に関係のないサービス種別の事業所でも申込みができるか？研修内容は加算の内容についてか？

A. 加算に関係のないサービス種別の事業所でも、申込み可能です。研修内容は、強度行動障害を有する方の支援に必要な知識の習得です。

Q3 基礎研修を受講していないサービス管理責任者は実践研修の申込みができるか？

A. 申込みできません。基礎研修を修了していること(修了見込みを含む。)が申込みの要件です。

Q4 今年度の基礎研修について受講決定の通知が届いているが、実践研修についても今年度分の申込みは可能か？

A. 可能です。ただし、実践研修の申込みは基礎研修の申込みとは別に手続きを行う必要があります。手続きの際は、研修修了予定者として登録し、基礎研修修了以降の日程を選択してください(募集要項5、6(1)「希望する日程について」、別紙1参照。)

Q5 他県で実施された強度行動障害支援者養成研修の基礎研修を修了しているが、東京都の実践研修は受講できるか。

A. 他県で実施された基礎研修が「厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修の基礎研修」であれば、実践研修を申込みできます。修了証書にその旨が記載されていますので、確認してください。

Q6 都外施設の職員は対象外か？

A. 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で、都内の事業所に従事している方を対象としています。
※ただし、都外に所在する都内の事業所が管理している施設及び都・区立特別支援学校は、対象に含みます。

Q7 東京都内の障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等以外において治療に当たる医療従事者は対象外か？

A. 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で、都内の障害福祉サービス事業所の連携医療機関で勤務している医療従事者を対象としています。

Q8 研修の一部のみを受講することは可能か？

A. 受講できません。募集要項2「研修対象者」で、「研修の全課程に参加可能な方」を対象としています。また、オンデマンド配信で行う講義(3時間30分)全てを受講していないと、演習は受講できません。

■ 2 研修内容について

Q9 各期のカリキュラムに違いはあるのか。また、どの日程で受講しても加算の届出は可能か？

A. 研修カリキュラムは各期で同一内容です(募集要項別紙2参照。)。また、どの日程で受講されても、障害福祉サービス等の報酬加算の研修要件に該当します。

Q10 例えば、第1期の講義と第2期の演習を組み合わせで受講することは可能か？

A. 開催時期(第1期～第4期)が異なる日程を組み合わせで受講することはできません。例えば、第1期の講義を受講する場合、演習は1A～1Dのコースを選択してください(募集要項別紙1参照。)

■ 3 申込み方法について

Q11 窓口への持参提出は可能か？

A. 窓口持参での申込みはできません。[財団ホームページ](#)から申込フォーム(外部サイト)にアクセスして、お申込みください(募集要項別紙4参照。)

Q12 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいのか？

A. 申込フォームへの入力、事業所ごとに作成してください。1人の研修担当者が複数の事業所分を入力することは可能です。

Q13 申込フォームのアクセスパスワードがわからない。

A. 東京都から送付されるメール本文に記載されています。相談支援・障害児計画相談事業所は、当財団が郵送した募集要項に同封されています。ご確認ください。

Q14 強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了証書や基礎研修受講決定通知のコピーをどのようにウェブ申込フォームにのせればいいのか。

- A. 修了証書及び決定通知の書類をスキャンや写真にとり、1MB以下の画像データ(jpeg、gif、PDF等)にして、申込フォームにアップロードしてください。画像データが1MB以下にならない場合は、サイズを小さくする、余白を切り取る等の編集を行ってください。

Q15 1つの事業所から10人以上の申込者がいる場合はどうしたらよいのか？

- A. 事務局までお電話でお問い合わせください。

Q16 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入したらよいのか？

- A. 該当するサービス種別の全てを選択してください。

Q17 同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)必要修了者数」は何を記載すればよいのか？

- A. 令和7年6月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に最低限必要な修了者数を記入してください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について(障発0330第4号平成30年3月30日付)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)の一部改正について(障発0330第5号平成30年3月30日付)」を参照してください。

Q18 「加算対象利用者数」とは何か？

- A. 募集要項1の「強度行動障害を有する者(児)とは(目安)」のとおり、厚生労働省から判定基準が示されています。具体的には、区市町村が判定して、対象者であればその旨が受給者証に記載されていますので、確認してください。加算の届出予定がない場合は、加算対象利用者数を算出する必要はありません。

Q19 「今後の実践研修の受講予定」は何を記載すればよいのか？

- A. 申込み時点における事業所内の受講予定者数をわかる範囲で記載してください。来年度以降の研修企画のための資料として使用します。来年度以降の受講者数を限定するものではありません。

Q20 事業所の推薦のない個人の申込みは可能か？

- A. 募集要項5(1)「申込方法」のとおり、令和7年度については、個人での申込みはできません。ただし、特別支援学校の教師等においては可能です。

Q21 申込フォームに登録した後、追加で職員を受講させたい場合は追加入力できるか？

- A. 可能です。一度お申込みいただいた内容の追加を希望される場合は、申込受付時に自動で送信される確認メールに記載された URL からマイページに入り、ご自身でお手続きをお願いいたします。
- また、2名以上申込む場合は、同一事業所内で優先順位の高い受講者の情報を先に入力し、[受講者枠を増やす]をクリックして、次の受講者の情報を追加してください。
- 同一の事業所から複数回の新規申込があった場合、無効としますので、ご注意ください。

Q22 申込フォームに登録した後、入力内容を訂正したい部分がある場合はどのようにしたらよいか？また、キャンセルしたい場合はどうすればよいか？

- A. Q21 と同様に、一度お申込みいただいた内容の修正またはキャンセルを希望される場合は、申込受付時に自動で送信される確認メールに記載された URL からマイページに入り、ご自身でお手続きをお願いいたします。

■ 4 申込フォームの記載内容について

Q23 希望する日程を第5希望まで入力することになっているが、希望する日程が4つ(1～3つ)までしかない場合でも第5希望まで記入が必要か？

- A. 希望する日程が4つ以下の場合は、第5希望まで入力する必要はありません(第3希望まではご入力ください)。また、希望された日程で多数の応募者があった場合には、希望日以外の日程で、調整させていただく場合があります。

Q24 実務経験について、「強度行動障害を有する者(児)」に対する支援に携わった経験年数」は何を基準にすればよいか？

- A. 募集要項1「目的」の「強度行動障害を有する者(児)とは(目安)」の内容をご確認のうえ、令和7年6月1日時点の実務経験年数を選択してください。演習時のグループ分けの参考とさせていただきます。

Q25 申込フォームにきちんと登録されたか確認したい。

- A. 申込フォームに登録すると、登録いただいたメールアドレスに自動で受付確認メールが送信されます。登録後1日以上たっても受付確認メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが異なっているか、正常に登録されなかった可能性があります。その場合は、事務局まで電話でお問い合わせください。
- 迷惑メールフォルダに分類されてしまう事例が確認されていますので、そちらも併せて確認してください。

■ 5 受講決定について

Q26 受講決定通知はいつ頃送付されるか？

A. 令和7年8月中旬を予定しています。

Q27 受講決定通知はどのように送付されるか？

A. 郵送でお送りします。不採用通知も同様です。

Q28 今回の受講決定で不決定だった場合、第2期以降に再度申込みはできるか？

A. 早期に受講決定を行い、年間を通じて計画的に受講していただくため、今回の申込みで第1期から第4期までの受講者全員を決定します。追加募集の予定はありません。

■ 6 行動援護従事者養成研修との関係について

Q29 行動援護従事者養成研修との違いは？

A. 行動援護従事者養成研修の課程は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修と同一です。強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系サービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。

(参考)[東京都福祉局「障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」](#)

Q30 行動援護の従事要件になっている研修内容は何か？

A. 行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修の修了です。

■ 7 オンデマンド配信について

講義(オンデマンド配信)の受講に必要なものは何か？

A. 講義(オンデマンド配信)はeラーニングシステムを利用して受講していただきます。パソコン等の通信機器を準備してください。

Q31 パソコンを所有していない場合、会場での受講に変更可能か？

A. 講義は録画された動画ですので、会場での受講はできません。視聴に必要な環境の準備については、受講者を推薦する事業所が準備してください(募集要項別紙3参照)。

Q31 e ラーニングシステムを利用したことがなく、操作が不安です。

- A. 操作に特別な知識等は不要です。受講決定者には、事前に初期設定等や、参加方法に関するガイドを配布しますので、そちらをご参照ください。

■ 8 その他

Q33 演習については集合形式による実施とのことだが、マスクの着用は必須か？

- A. マスクの着脱については個人の判断に委ねることを基本としますが、本研修の受講者は障害福祉サービス事業所、医療機関等の従事者及び特別支援学校の教師等であることから、感染防止対策としてマスクの着用をお願いすることがあります。受講決定通知等により、取扱いについてお知らせします。
趣旨を御理解いただき御協力をお願いします。